

第二回國會 議院運営委員會議錄第二十八号

昭和二十二年九月二十九日(月曜日)

午後一時四十九分開議

出席委員

委員長 淺沼稻次郎君

委員 豊田 信三君 豊田 大石 倫治君

赤松 勇君 佐々木三三君

笹口 晃君 森 三樹二君

吉川 兼光君 岡部 得三君

工藤 鐵男君 小島 徹三君

後藤 悦治君 廣川 弘禪君

山口喜久一郎君 川野 芳滿君

林 百郎君

委員外の出席者

議長 松岡 駒吉君

副議長 田中 萬進君

議員 外崎千代吉君

事務局長 大池 眞君

本日の會議に付した事件

鑛工業委員會の公職會開會承認要求の件

昭和二十二年法律第八十號(國會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律)の一部を改正する法律案に関する件

治安及び地方制度委員會の國政調査承認要求の件次回の自由討議の件

○淺沼委員長 これより開會いたします。

鑛工業委員會における公職會開會承認の件について議長から諮問があり、事務局長から説明をしていただきます。○大池事務局長 鑛工業委員會から公職會を開きたいという要求書がまいっております。それは今度の臨時石炭礦

業管理法案について公職會を開きたいという御要求であります。

○山口委員 公職會によぶ範圍はどうですか。

○大池事務局長 これは許されると、向うで定めるわけです。

○淺沼委員長 諮問の件に御意見ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淺沼委員長 それでは異議ない旨議長に答申することにいたします。

○淺沼委員長 次に先日參議院の運営委員會の小委員との打合せによつて、議員の通信費及び事務補助員の給料を改訂することになり、これに基いて「昭和二十二年法律第八十號(國會議員の歳費、旅費及び手当等に関する件)」の一部を改正する法律案の案文が、一應議長の手もとに準備されておりますので、この案の内容及び取扱いについて、御協議をお願いしたいと思います。まず案の内容及び事務局長から御説明願います。

○大池事務局長 それでは御説明申し上げます。先日の運営委員會の合同審査會において打合せた結果、現在議員が法律第八十號の九條に「通信費として月額百二十五圓を受ける」とありますのを「月額千圓」に改める。これだけのことで、

その次の十條の千百五十圓というものは、議員秘書、つまり議員事務補助員は「給料として月額千五百圓を受け」とあるのを「月額二千五百圓」と、ただ数字を改めるだけあります。

通信費百五十圓というのは、當時衆議院の方では二百五十圓くらいが適當という案で進んでおつたのを、大蔵省で査定をした数字であります。その後通信料は上り、會期は長くなつたので、千圓くらいが正しかろうというところであります。また議員秘書の千百五十圓というのは、當時の二級官吏の定額をそのまゝとして、これに官吏であればプラスするべき臨時手当等があるわけですが、そういうものがないので、従つて現在の議員事務局の主事級とその上の給料とのちやうど間くらい二千五百圓が適當であらうというところで御決定になつたわけでありまして、ただそれだけ條文を直したに過ぎないのであります。

○淺沼委員長 こゝでもよつと速記を止めてください。

〔速記中止〕

○淺沼委員長 いま懇談席上で事務補助員の名稱を議員専任秘書に變更したらどうかという御意見が出たのであります。これは國會法の改正のときに考慮するとして、案全體としては一應了承するということにしてはどうですか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淺沼委員長 次にこの案の取扱い方について御相談申し上げますが、これを各派共同提案として本委員會の委員の中から提出者を定めるか、あるいは本委員會の提出とするかの二つの方法があるわけでありまして、これは關係方面と内容について折衝をしなければ

なりませんし、かつ豫算等の關係もございまして、こゝういふような手續を終了した後に取扱いを決定するというところで御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淺沼委員長 さう決定いたしました。

○淺沼委員長 次に治安及び地方制度委員會の方から、國政調査に関する承認要求が出ております。これを議題に供します。

○大池事務局長 ただいまの治安及び地方制度委員會からの國政調査承認要求、これは治安及び地方制度に関する事項を調査したい。これは關係各方面の意見聴取、資料要求等、並びに委員派遣等もはいつております。

○淺沼委員長 今の諮問事項については、委員の派遣に關しては具體的の問題のあつたときにこれを審議することにし、他の部分についてはこれを承認することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淺沼委員長 決定の通り答申することに決定いたしました。

○淺沼委員長 次に明日の自由討議について議長から諮問がありますから、その運営方法について御協議をお願いしたいと思います。

○大池事務局長 どういう方法でやるかというのを御協議願いたいと思ひます。

○淺沼委員長 この間の各派交渉會では、どういふようにきまつておつたの

でありますか。

○林(目)委員 題目は石炭國管問題にしようといふことを、正式ではなかつたが話し合つたから、各黨もその準備をしておると思ひます。

○淺沼委員長 そうすると、題目としては石炭國管管理法案を自由討議の題目として扱うことにして御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淺沼委員長 そうすると、正式に言えば臨時石炭國管管理法案を議題に供するに御異議ありませんか。それではどういふ形式でやるかといふことを御相談願いたいと思ひます。速記を止めてください。

〔速記中止〕

○淺沼委員長 速記をとつて下さい。取扱いについては、御議論がありましかつても、第一に課題がきまつたわけで、大臣に御旨辯明をしても、らうために、議事進行の形において御旨辯明を要求して、その次に自由討議に入るといふことよろしゅうござい

ますか。――それではさういたします。自由討議の發言の順序、時間、員數等については……。

○後藤委員 發言の順序は從來の例にならうことが正しいと思ひますが、時間の點は、重大問題であるから先日の交渉會の申合せのように、三大政黨に五分ずつ與え、小會派の追加要求を承認するといふ措置をとりたいと思ひます。

○淺沼委員長 時間の點は三黨持時間

五十分ずつ、小會派は四十分二十五分、第一、農民、共産合せて三十分、これよりしゅうごういたしますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淺沼委員長 それではさう決定いたします。自由討議に關しては、今、決定した通り議長に答申するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淺沼委員長 ではさうに答申することにしたします。

○大池事務局長 自由討議に關連して明日の議事のことですが、今ここに御要求になつておるものが三件あります。すなわち鐵道營業法の一部を改正する法律案をせひ上げてもらいたいという御要求がある。これは關連問題があるのせひ上げるといふことであります。それは後ほど御説明申し上げます。次に外務委員會と治安及地方制度委員會關係の請願五件ばかり上げてくれという御要求があります。次に電力危機突破に關する決議案の二件は、延ばせば延ばし得る問題でありますし、鐵道營業法の一部を改正する法律案も當然延ばしてもいいわけでありますが、この法案について、この際皆さんの御了解を願いたい點があるわけでありまして、ちよつと速記をやめてください。

〔速記中止〕

○淺沼委員長 議事の取扱ひについては、鐵道營業法の一部改正法律案を議題に供して、他の二件はこれを延期するといふことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淺沼委員長 さう決定いたしました。

○淺沼委員長 次に議院會館設計の件について事務局長から報告いたします。

○大池事務局長 議院會館をなるべく早くつくらないと、本年度の計畫に支障を來しますので、先日來運營業委員會で議院會館の設計の大體の各部屋ごとのプラン等を、御承認を得ております。従いまして、その各部屋の場所並びにその大體の規模について一應の成案を得ましたので、その御了承を願ひまして、至急工事に移りたいという希望をもつております。そのせき上りしましたプランについて、庶務部長から概略を報告いたさせます。

○淺沼委員長 圖面の説明ですから速記を省略いたします。

〔速記中止〕

○淺沼委員長 それでは今の庶務部長の報告を了承しておくことに異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淺沼委員長 ではさうにいたしました。

○淺沼委員長 次に林君から國家公務員法の審議について御意見があるそうです。

○林(百)委員 これは社會黨の方へも陳情が行つたと思ひますが、至官公廳の代表者が、實は公務員法は公務員にとつては非常に生命を制する重要な法案だ。それが割合に専門家のいつておらない決算委員會あたりで審議されてゐる。しかも決算委員の出席者が五人

か六人くらいで、うやむやの間に討議されてゐるという事は非常に心外だ。何とかしてもう少し公務員法について各黨で特別な關心をもつて、しかも専門的な知識をもつておる人たちに、より特別委員會を設けてやつてもらいたいという希望があつたのであります。その問題について皆さんの御意見を伺いたいこと、一つはかりに決算委員でやるとしても、さらに労働委員會と一緒の合同審査をして慎重な審議をやる方法がとれぬものかどうか。さらにできるなら公職會を開いて至官公廳の組合側の意見も十分聞いてやつて、彼等が審議の方法について十分満足すること、それを陳情によつて徴したので、その問題について皆さんの御意見を伺つてみたいと思ひます。

○小島委員 特別委員會を設定することだけは反對であります。一旦決算委員會へまわした以上は、かれこれ運営委員會で干渉することはやらぬ方がいいと思ふ。

○林(百)委員 議長から運営委員會へもいろいろ陳情があつたといふことを言つてもらつて、労働委員會と合同審査し、それから、あるいは公職會を開いてくれという希望があつたといふことは言えると思ふ。

○淺沼委員長 労働委員會と合同審査をするといふことをつけて決算委員會にまわしてあります。さらに財政金融委員會の合同審査にも参加しております。

○大池事務局長 公務員法は、重要な問題でありますので、審議をなるべく急速にする必要があるとの二つの點で兩院の決算委員會で豫備審査をやつて

おります。さらに公職會の代りに至官公廳の代表者、あるいは鐵道、通信その他重要な關係者五、六人、學者等四、五人を呼んで衆議院と參議院の決算委員會の合同審査を開いて一緒に意見を聴取する手續を今とつております。

○淺沼委員長 それで大體了承できましたら今日の議題を終りますが、他に御意見はありませんか。

○後藤委員 本會議の定刻は午後一時になつておるが實際一時に開くことはいろいろな事情から無理である。そのため定刻一時と掲げてありながら、定刻に開けないのは不禮儀であるから二時にしてはどうかと思ひがいかがでしようか。

○大池事務局長 規則では定刻と言へば一時となつておりますが、打合せによりまして何時にしても差支えないのであります。そうして適當な時期に定刻一時を二時に直す方がよければ直すようにしていただければいいと思ひます。

○林(百)委員 小數黨の發言する最後のさうには皆腹が落付かないで、言うことが聴いてもらえないやうであるから、明日はできるだけ一時半ごろに開いていただけるように、各黨が努力していただきたい。

○川野委員 小數黨のやつてゐる時も、残つていただきたい。

○外崎千代吉君 社民目の發言順序は、たまには變更して、小數黨を先にするかはできないでしようか。

○淺沼委員長 それはその時の運用のときに考えることにします。今の時間の點は、この委員會としては、將來運用の面において二時にするといふのが

皆様の意見でしようか。

○林(百)委員 原則として二時ときめない方がいいと思ひます。

○後藤委員 原則的に一時となつてゐるのを二時として、例外的な場合は、明日は、一時、もしくは一時半に開きたいといふように、その都度協議をすることにしたらどうですか。

○淺沼委員長 結局一時としておいて、運用の上で妙味を發揮していくといふことではいかがでしよう。ではさういふことに決定いたします。

ではこれで散會いたします。

午後二時四十三分散會